

労働者派遣法に基づく情報公開

(対象期間 2024年1月1日～2024年12月31日)

エヌエス・ジャパン株式会社
〔許可番号〕 派 28-300224

労働者派遣法第23条第5項及び労働者派遣法施行規則第18条の2第1項の規定に基づき、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下のとおりお知らせいたします。

1. 事業所の状況

事業所名	エヌエス・ジャパン株式会社 尼崎支店
所在地	兵庫県尼崎市東難波町5丁目30-17 アスパイア7番館 4F

2. 労働者派遣の実績

派遣労働者数	471 人
派遣先企業数 (報告対象期間)	20 件
①労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間当たり)	15,170 円
②派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間当たり)	11,126 円
マージン率 $(①-②) \div ① \times 100$ (※小数点第2位以下は四捨五入)	26.7 %
〔内訳〕 社会保険料の事業主負担分、労働保険料の事業主負担分、福利厚生関係（教育訓練の実施費用、有給休暇費用、退職金積立、寮費等）、定期健康診断、ストレスチェック（一定の基準を満たした方に年1回）、運営経費（採用広告費、事務所維持費、人件費等）、営業利益	

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

■訓練内容（キャリアアップに資する教育訓練）

【入職時訓練】 派遣先企業でのOJTによる新規採用者訓練 等
【職能別訓練】 労務管理（タイムマネジメント等） 研修
【階層別訓練】 リーダー、トレーナー研修 等

■キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先 (相談時間は、9:00～18:00 となります)

担当部署	連絡先	備考
業務部	(06) 4868 - 3600	

4. その他労働者派遣事業に関して参考となる事項

福利厚生等	各種保険完備（厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険）、 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇、定期健康診断、 ストレスチェック	
雇用安定措置の実績	第2号措置対応 60 人	

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の協定に関する事項

協定締結の状況	締結していない
協定対象派遣労働者範囲	—
当該協定有効期限の終期	—